

2022.5.17

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆「令和4年度における私立保育所の運営に要する費用について」が発出される◆

4月28日付で、内閣府より通知「令和4年度における私立保育所の運営に要する費用について」が発出されました。

いわゆる私立保育所に対する委託費に一定の用途制限が設けられていますが、その適切な運用のために内訳を示したものとなり、基本分単価は、事務費（人件費、管理費）と事業費で構成されています。この基本分単価については、単価内事業費・管理費ともに微増しております（事業費：未満児+49円・以上児+9円、管理費：地域区分・定員区分・年齢区分により+1～11円）。休日保育加算については、基本分単価が下がり、事業費・管理費は増減なしのため、単価内人件費の額が下がったこととなります。夜間保育加算については、基本分単価が20～40円増加し、単価内の事業費・管理費も微増しています（事業費：未満児+48円・以上児+64円、管理費：定員区分・年齢区分により+2～9円）。

委託費の予算積算上の年額人件費については、地域区分・職種別に示されておりますので、ご参考程度にご確認ください。今年度は人事院によるマイナス勧告を踏まえ、令和3年度と比較して概ね3～5万円程度下がっておりますが、仕組み上は今般の「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」における「国家公務員給与改定対応部分」の補助により、これが賄われることとなります。

なお、通知の記載（注）にもありますが、人件費はあくまで参考値であり、また表中の年額には処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ及び前述の特例事業の補助を含んでいないことにご留意ください。

（当法人 HP 掲載）

<https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/05/20220428.pdf>

◆令和 4 年度当初単価版の委託費計算書を会員専用ページに掲載しました◆

上掲の通知が発出されましたので、急ぎ令和 4 年度当初単価版の委託費計算書を作成いたしました。会員専用ページに掲載いたしましたので、補正予算の検討や毎月の委託費の確認等にご活用いただければと存じます。

委託費計算書（令和 4 年度当初単価版）

<https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/05/【令和 4 年度・当初単価版】委託費計算書（Ver1.0）.xlsx>

また、令和 3 年度単価版につきましても、同ページに掲載しております。今期の決算の状況に応じて、収支計算分析表の作成が必要な際には、委託費の内訳（人件費・事業費・管理費）の算定等にご活用ください。

委託費計算書（令和 3 年度単価版）

<https://childcaresupport.net/wp-content/uploads/2022/02/R3%E5%A7%94%E8%A8%97%E8%B2%BB%E8%A8%88%E7%AE%97%E6%9B%B8%EF%BC%88Ver1.0%EF%BC%89.xlsx>

（参考）保育所において、収支計算分析表の作成と提出が求められるケース

- (1) 経理等通知 1 の(4)による別表 2 の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合
- (2) 経理等通知 1 の(5)による別表 3 及び別表 4 の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表 3 及び別表 5 の経費等への支出の合計額が委託費の 3 か月に相当する額を超えている場合
- (3) 保育所に係る拠点区分から、経理等通知「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合
- (4) 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の 5%を上回る場合

【内閣府 HP】

子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h290407/jisshi_zenbun1.pdf

※会員 ID・パスワード等がご不明の場合、事務局までご遠慮なくお問い合わせください。

◆改正教育職員免許法施行に伴う教員免許状の取扱いが示される◆

令和 4 年 5 月の改正教育職員免許法の成立により、令和 4 年 7 月 1 日から教員免許更新制は解消されます。認定こども園や幼稚園では職員体制及び指定研修機関の受け入れ状況によって、更新が困難な事例が多数ありましたが、更新が不要になることで現場の負担感が一部解消されることとなります。

なお、施行日前に有効期限を超過した教員免許状の扱いも示されておりますが、新・旧の免許状と勤務形態等で、失効・休眠という扱いが異なりますので、詳細は都道府県教育委員会へお問い合わせください。

【文部科学省 HP】

(令和 4 年 5 月 13 日・事務連絡) 改正教育職員免許法施行後の教員免許状の取扱いについて (周知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/1334910_00012.htm

◆幼保連携型認定こども園における「園児が心を寄せる環境の構成」◆

内閣府 HP にて、“保育教諭等のための参考資料”として「幼保連携型認定こども園における『園児が心を寄せる環境の構成』」が公開されております。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本となる「環境を通して行う教育及び保育」の実現に向けて、園児の理解をもとに、全体的な計画等及び指導計画を作成し、園児一人ひとりが園生活を通して発達に必要な経験が得られるよう環境を構成していくための基本的な考え方について解説したもので、指導計画や環境図、実践事例も掲載されております。

なお、HP 上で内容が確認できますが、同じ内容のものに写真・図を交え、読みやすくし

た書籍も発行されています。

幼保連携型認定こども園における 園児が心を寄せる環境の構成

(内閣府・文部科学省・厚生労働省 著)

<https://www.froebel-kan.co.jp/book/detail/9784577815175/>

※上記リンク先に、Amazon や楽天等、書籍の購入サイトへのリンクがございます。

<内閣府 HP> 教育・保育要領告示文・解説・要録・事例集・参考資料等

幼保連携型認定こども園における「園児が心を寄せる環境の構成」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kokuji.html>

※ページ中段あたりにございます。

(事務局より一言)

本日、こども家庭庁設置法案及び関連法案が衆議院を通過しました。令和5年度からの発足に向け、その内容が深められてゆくこととなりますが、現状では広範囲かつ抽象的な情報で園にとって何が影響してくるのがまだわかりにくいですね。

国の資料をあらためて読み返し、園との関連性が深い部分を考えてみると、現状の園の子育て支援の取組をベースとして、子育ての包括的な支援や相談対応・情報発信の充実、学習支援等の居場所づくりといった取組が、現事業との関連性と実現性が高いと言えそうです。(資料のP3の体制と主な事務、P5のイメージ図が比較的わかりやすく、まとめられており

ますのでよろしければご参照ください。)

これらの国の動きや方針を踏まえた皆様の今後の対応に向け、昨年度の事例報告に続き、今年度のサポートデスクセミナーでは、自治体等と連携した園運営、子育ての包括支援といっ

たテーマで、セミナーの企画検討を進めています。夏頃を目途に皆様にお知らせする予定です。今しばらくお待ちくださいませ。

内閣府 HP

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin_gaiyou.pdf

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 03-5909-3220

URL <https://childcaresupport.net/>

mail supportdesk@fukushi-hyouka.net

|||||